

武市フ第248号
平成25年3月28日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官 殿

(受託者)

佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1
武雄市長 樋渡 啓祐



知的財産権確認書

{名称} (以下「乙」という。)は、総務省(以下「甲」という。)に対し平成25年3月28日付け平成24年度「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」委託契約について、下記の通り確認しますので、契約書第30条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 乙は、地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に係る成果又はコンテンツを得た場合には、遅滞なく、当該契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本事業の成果等に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に実施させることができる。
- 3 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上